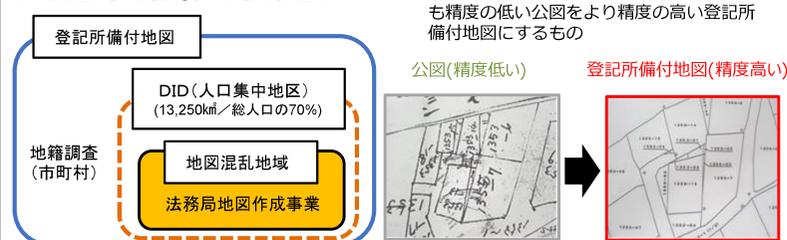


「法務局地図作成事業の将来ビジョン」 (提言)

経緯

- 法務局地図作成事業は、全国の都市部のD I Dかつ地図混乱地域を対象に、整備計画を策定して計画的に推進
- 現行の整備計画がR6年度で終了することから、**次期地図整備計画 (R7年度～)**の策定に向けた基本方針を検討する必要
- **法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会**でR5.9から4回にわたり検討を行い、R6.1に「**法務局地図作成事業の将来ビジョン**」を公表

○法務局地図作成事業とは



○現行整備計画

- ① **全国実施型**(H27～ 10か年計画) 合計**200km²**
- ② **大都市型**(H27～ 10か年計画) 合計**30km²**
- ③ **震災復興型** 東日本大震災、熊本地震 合計**9km²**

○成果事例 <広島市民球場、道後温泉、石巻市のケース>



用地買収が加速し、開発工事も大きく進展



道路整備が実現し、町並み改善、利便性・安全性向上



道路整備のための用地取得が円滑に行われ順調に推移

提言の概要

○DIDでの地図整備を早期に完遂すべきであるが、特に地図混乱地域では難易度が極めて高い

○事業実施地区の選定の基準・手続が不明確

○対象面積が小さいと選定してもらえない

○大都市枢要部の地図整備に遅れ

○最新技術の導入による作業の効率化の可否

○事業効果を経済的効果で検証することの可否

・法務局地図作成事業の高い専門性を効果的に活用するため、DIDかつ地図混乱地域を対象とする**現行の枠組みを堅持し**、現行10か年計画と少なくとも**同程度の規模・スピード感をもって事業を実施**すべき

・事業を適切に進めるため、可能な限り速やかに、対象地域の場所・面積を正確に調査・把握すべき

・地図整備は、平時における社会活動の円滑化だけではなく、非常時における復旧・復興の迅速化に特に大きな効果を得られることを踏まえ、以下のとおり**地区選定の考慮要素を明示**すべき

(考慮要素の例)

- 法定の災害指定地域 (南海トラフ地震、首都直下地震等)
- 防災・減災に資する公共事業・開発計画が存在する地区
- 都市開発等の都市の活性化につながる計画が存在する地区
- ハザードマップにおける災害リスクが高い地区
- インフラ整備に係る公共事業・開発計画が存在する地区
- 自治体が狭い道路の解消を進めている地区

・事業の内容を踏まえ、現行の類型を①**防災・まちづくり型**、②**大都市特化型**、③**被災地域復興型**に名称変更すべき

・**地区選定の手順**は自治体から事業実施に関する**要望書の提出**を受け、**考慮要素に当てはめて選定**すべき

・法務局地図作成事業の効率性・適正性を踏まえつつ、**対象面積が比較的小さい地域であっても実施可能**とすべき

・これまでの大都市型においては管区法務局や首都圏・関西圏の大規模地方法務局のみで事業を実施してきたが、大都市特化型においては、**政令指定都市を管轄する全ての法務局を対象**として、大都市枢要部への対応を強化すべき

・法務局地図作成事業の対象地域では厳密な精度が求められるため、現時点で**ドローンやMMSで精度を確保するのは困難**であるが、技術は日進月歩であるから、**事前調査等の場面での活用**を含め、不断に検討すべき

・事業の経済効果は予算額の約9倍との推計があるが、非常時の復興効果を考慮すると、その数倍の経済効果も見込まれる
・非常時の効果を含めた事業全体の経済効果を**特定の経済的指標で検証するのは一般に困難**だが、効果を把握するための工夫を重ねるべき

提言を踏まえ、法務省において**次期地図整備計画の基本指針を本年度中に策定予定**